

国民健康保険にご加入の人へ

高齢受給者証(ピンク色ハガキ大)・各認定証の有効期限は7月31日までとなっています。
 今回は、更新の時期を迎えた高齢受給者証と各認定証についてお知らせします。

新しい高齢受給者証の有効期限は、21年8/1

～22年7/31

70から74歳の人がある世帯へ

7月下旬に新しい高齢受給者証(ピンク色ハガキ大)をご自宅に郵送します。新しい受給者証は、8月1日からお使いください。



現在お持ちの受給者証の有効期限は7月31日までです。あらためて更新の手続きの必要はありません。
 ※ご注意ください。国民健康保険証の有効期限とは異なります。

自己負担割合

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準日として前年の

課税所得により自己負担割合を判定しています。この判定により、医療費の負担を「3割」もしくは「2割(平成22年3月31日までは1割)」としています。ご確認ください。

◆3割：一定以上所得者の自己負担割合のこと。

◆2割(平成22年3月31日までは1割)：それ以外の人。
 ※自己負担割合を「1割」に据え置く特例措置が21年度も引き続き実施されることになりました。

各認定証の更新受付は7月から

入院をされている人で8月からも継続して入院の必要がある人は、限度額適用認定証などの更新手続きが必要です。

更新手続きの受付は7月から始めます。印鑑をご持参のうえ、本庁市民保険課(国

保係)もしくは支所で手続きをお願いします。

現在お持ちの認定証は7月31日までの有効期限となっています。

各認定証の種類

◆対象70歳未満

■国保限度額適用認定証(青色)：入院にかかる窓口支払を一定の限度額(月額)までとするもの。
 ※国保税の滞納がある場合は、発行できません。



◆対象70歳未満の非課税世帯
 ■標準負担額減額認定証(白色)：入院時の食事代を減額するもの。



受給者証は、自動更新です。各認定書は、更新手続きが必要です。



納税通知書は7月中頃に発送します

○通知書発送後は窓口と電話が大変混み合います。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。
 ○保険税の納付について
 企業の倒産、解雇により所得が皆無になったり、災害等で保険税の納付が困難な場合は、申請により減免されることがあります。詳しくは税務課国保税担当までお問い合わせください。



◆対象70歳以上の非課税世帯
 ■国保限度額適用・標準負担額減額認定証(若草色)：非課税世帯の高齢受給者を対象として、窓口支払の自己負担区分を表示するもの。
 ※国保税の滞納がある場合は、発行できません。

今年度の保険者証の色は紫です。

有効期限は、

21年8/1～22年7/31



8月から使える、21年度の被保険者証を送付します。

新しい保険証は7月23日頃郵便でお届けします。

※現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までです。

※入院時に自己負担額や食事負担額などが軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で8月からも該当になる方には、被保険者証と一緒に同封いたします。

21年度後期高齢者医療保険料の決定通知は7月中頃に発送します。

保険料は、所得割額と均等割額の合計金額となっていますが、下記の要件に該当する方は保険料が軽減されています。

①【所得割額】 (所得-33万円)×8.88%

所得から33万円を引いた金額が58万円以下の方は、所得割額が50%減額されます。

②【均等割額】 48,569円

軽減割合	世帯の総所得金額が下記の金額以下の世帯
9割軽減	被保険者全員の年金収入が80万円以下で、世帯に他の所得がないもの
8.5割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数)
2割軽減	33万円+(35.0万円×世帯に属する被保険者数)

※後期高齢者医療制度に加入する直前に『会社などの健康保険の被扶養者』であった方は均等割額が9割軽減され4,856円となります。

申出に必要なもの

- ①被保険者証
- ②印鑑
- ③金融機関での口座振替申込書の控え

75

歳以上の方と

65

歳以上の障害のある方へ

後期高齢者医療保険のお知らせ

一問い合わせ一

市民保険課
 高齢者医療係 ☎ 57-8506

お支払い方法が、21年度から『年金からのお支払い』から『口座振替』に変更できます。

10月から口座振替にする場合は、7月24日までに手続きをお願いします。(お支払いいただく保険料の総額は変わりません。)この期日を過ぎると12月以降の口座振替になります。